

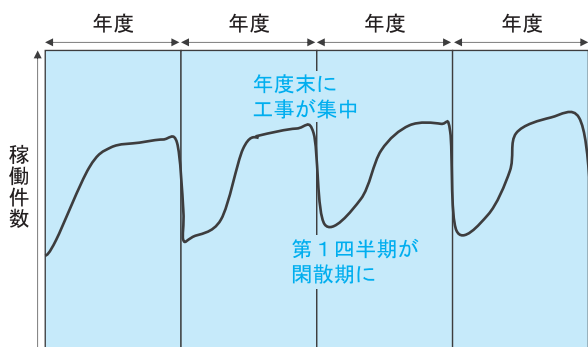
施工時期の平準化のさらなる推進

国土交通省 大臣官房 技術調査課 建設技術調整室 よしい たくや 吉井 拓也

1. はじめに

公共工事の現場では、予算の単年度主義の影響もあって、同一年度内の時期に応じて工事量の多寡に大きな差が生じ（図－1）、働き方改革の観点では、繁忙期には業務量の集中によって長時間労働や休日取得の困難といった悪影響が生じる一方、閑散期には技能労働者をはじめとする従事者の仕事量の減少に伴う収入減を招く要因にもなります。こうしたことが、安定的な雇用や設備投資、ひいては企業の安定的な経営を困難にさせ、そのしわよせが労働者の処遇面にも及んでいくこととなります。また、生産性の観点からも、効率的な人材や資機材の運用という観点から問題です。

このような悪循環を改善し、人材・機材の効率



図－1 公共工事の稼働件数の推移（イメージ）

的な運用や安定的な施工を確保するためには、計画的な発注や施工時期の平準化が重要であり、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「公共工事品確法」という）等にも、発注者の責務として施工時期の平準化が位置付けられているほか、国土交通省が推進する「i-Construction」の大きな柱ともなっています。

そのため国土交通省の発注工事では、国庫債務負担行為や繰越制度、余裕期間制度の活用により、年度をまたぐ場合も含めて適切・柔軟に工期を設定するなどして、施工時期の平準化等を進めるとともに、その取組を地方自治体とも共有し、平準化の状況を指標化して公表するなど平準化の促進を図っているところであり、本稿ではこうした取組を紹介します。

2. 中長期の発注見通しの公表

公共工事品確法では、地域における公共工事等の実施時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表その他必要な措置を講ずるよう規定されています。

従来、国土交通省では四半期ごとに工事の発注見通しを公表してきたところですが、令和2年10月からは、これに加えて河川・道路・公園事

これまで、入札情報サービス(PPI)において、工事単位の発注見通しを掲載

入札情報サービス						
ヘルプ		お問い合わせ		全国版TOP		
全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿
中国	四国	九州・沖縄				
発注の見通し (工事) 検索結果						
該当する案件が 18 件あります。1~18 件表示しています						
						CSV出力
No	発注機関/担当部・事務所	工事名	入札契約方式	工事区分	入札予定時期	更新日
1	国土交通省関東地方整備局 / ○○事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08
2	国土交通省関東地方整備局 / ○○事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08
3	国土交通省関東地方整備局 / ○○事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08



令和2年10月～、中長期的な見通しを追加して公表

事業計画通知に記載している事業(プロジェクト)の情報を
中長期的な見通しとして追加

No.	発注機関/担当部・事務所	事業名	更新日
1	国土交通省○○地方整備局/○○国道事務所	国道○○号○○道 (○○〇〇) (○○環状道路)	2020/04/01
2	国土交通省○○地方整備局/○○国道事務所	国道○○号○○道	2020/04/01



発注機関	国土交通省○○地方整備局
担当部・事務所	○○国道事務所
事業名称	国道○○号 ○○道路
全体事業規模	L=23.0km
全体事業費	○○億円
当年度の事業費	○○億円
事業進捗/完成予定時期	事業進捗率: ○○% 用地進捗率: ○○%
当年度事業概要	道路改良工 ○km 橋梁上下部工 ○橋 トンネル工 ○箇所 ※関連する測量、調査、設計業務も含む
備考	用地進捗率: 約○○% 事業進捗率: 約○○% ○IC~ × IC L=○○km 令和○年度開通予定 残事業費: 令和○年度以降○○億円

対象事業 : 国土交通省の直轄事業のうち、河川・道路・公園事業

図-2 中長期の発注見通しの公表

業の事務所ごとに、地方公共団体へ事業計画をお知らせしている「事業計画通知」に記載されている事業の情報を併せて公表し、中長期的な発注見通しを示すことを行っています。

具体的には、一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)により運営される「入札情報サービス」に、「中長期の見通し」というコーナーを設け、事務所ごと、事業ごとに進捗状況や残事業費といった情報を公表しています(図-2)。

今後、こうした中長期の発注見通しに関する情報の充実や、他の発注者による取組への拡大等を図っていきたいと考えているところです。

3. 施工時期の平準化

国土交通省では、施工時期の平準化を図るため、国庫債務負担行為や繰越制度の活用を図って

います。最初に述べたように、予算が単年度主義であるため、発注者の多くが発注年度内に工事を終えなければならないと考え、従来、年度をまたぐ工事は工期が長い工事に限定され、それ以外の工事の工期末が年度末に集中するなど、月ごとの工事量の偏りが大きくなっていました。

事業の進捗や、例えば出水期や積雪時期を避けて工事をする必要がある場合などの条件によっては、工期が短くても年度をまたいで施工することが適当な場合があります。国土交通省では、平成27年度予算から、工期の長短によらず適正な工期を確保するために、国庫債務負担行為(2か年国債)を活用しています。

また、国庫債務負担行為のうち初年度に支出が伴わないものを「ゼロ国債」と呼んでいますが、従来、第4四半期に成立する補正予算で設定されてきたゼロ国債を、平成29年度予算からは当初予算でも設定しています。これにより、当初予算

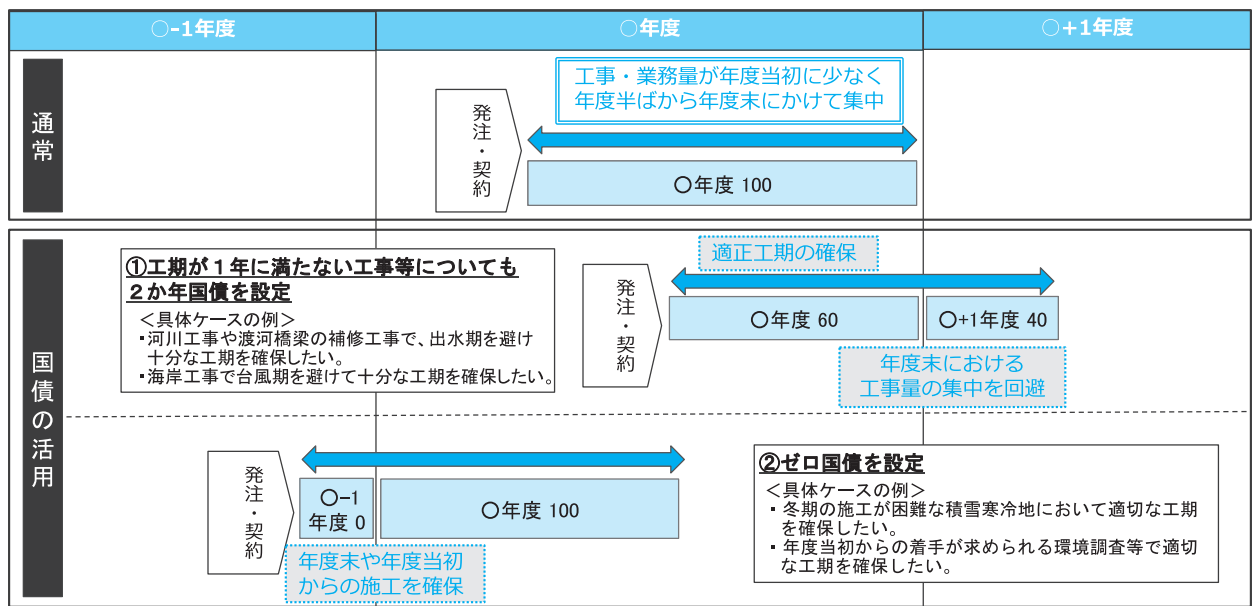
の編成段階で必要な箇所等については、ゼロ国債も含めた国債設定により年度をまたぐ工期設定ができるようになるとともに、従来の補正ゼロ国債よりも早い契約が可能となりました（図－3）。

なお、こうした平準化に資する国債設定は、令和3年度当初予算から、直轄事業だけでなく補助事業でも可能となりましたので、今後、補助事業においても国債の活用による平準化が進むことが期待されます。

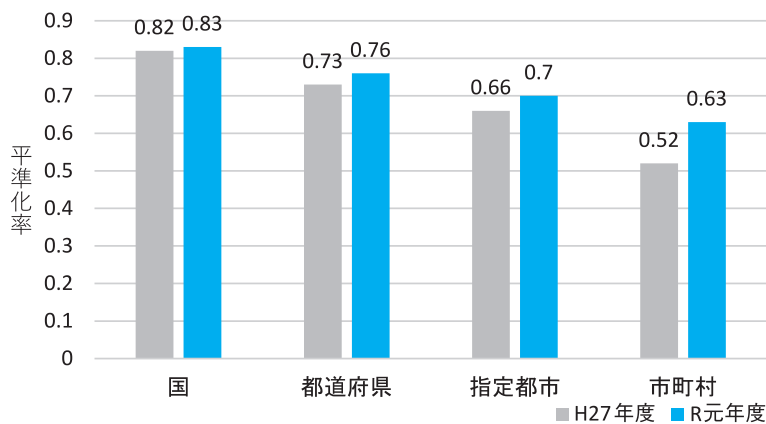
このほか、当初は年度内に完了する予定で発注

した工事が、悪天候等の自然状況や関係機関等との調整等の事情により遅れが生じたような場合に、無理に年度内に工事を終わらせることを避けるための翌債（繰越）制度も、平準化に寄与するものとして活用されています。

さらに、受注者側の観点から平準化を図る取組も重要であり、人材や資機材の確保を円滑に行えるよう、工事着手の始期日を一定の期間内において受注者が選択できる「余裕期間制度」を積極的に活用することとしています。



図－3 国庫債務負担行為の活用



$$\text{平準化率} = \frac{\text{(4～6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

図－4 近年の工事の平準化率

このような取組により、閑散期となる4～6月の工事の落ち込みの改善、施工時期の平準化を進めています。平準化の状況を示す指標として、一般的に工事の閑散期とされる4～6月における工事の平均稼働件数を年間の平均値で割り算した数値を「平準化率」と呼んでいます。これが1に近いほど平準化されていることとなりますが、国発注の工事では令和元年度における平準化率が0.83、都道府県発注では0.76、市町村発注では0.63などとなっています（図－4）。

4. 調査・設計業務の履行期間の平準化

令和元年度に改正された公共工事品確法では、測量、地質調査その他の調査及び設計（以下、「調査・設計業務」という）も公共工事に関する調査として法律の対象として位置付けられ、実施時期の平準化のための取組等が発注者の責務として規定されました。調査・設計業務についても、予算の単年度主義の影響により履行期限が年度末に偏るなど、平準化が必要な状況となっており、繰越明許費や債務負担行為の活用により、履行時期の平準化を図ることとされています。

令和元年度に実施された公共工事品確法に基づく調査によれば、履行時期の平準化については、特殊法人等、都道府県、指定都市では約半数近く、市区町村では約半数が第4四半期以前であるのに対し、国では1割強にとどまっており、むしろ国発注の業務において課題となっています。

年間を通じた業務量の偏りは、調査・設計業務に従事する者の長時間労働や休日の取得しにくさ

等につながる恐れがあり、年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費の適切な活用、債務負担行為の積極的な活用等により、適正な履行期間を確保しつつ、業務の履行時期の平準化を推進していく必要があります。

5. 新・全国統一指標の設定を通じた発注者間の連携、取組の促進

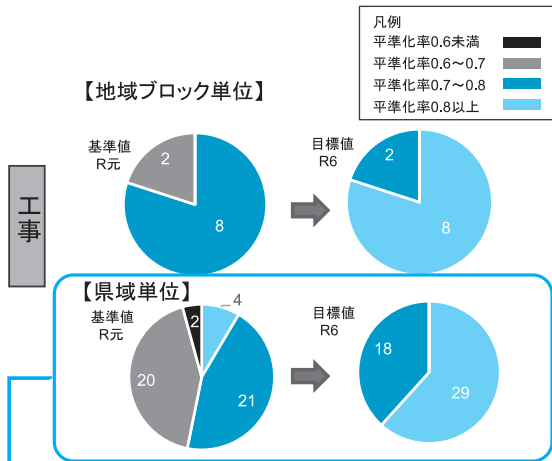
施工時期や履行期間の平準化を含めた建設現場の働き方改革には、国のみならず、地方自治体の発注工事や業務における取組も重要であり、自治体に対し国の取組を共有し、平準化に資する取組を促すとともに、平準化率を指標として可視化し、地域ごとに発注者としての目標値を設定する取組を進めているところです。

具体的には、地方ブロックごとに設定されている地域発注者協議会の場で、平準化等の取組について情報共有を図るとともに、「新・全国統一指標」として工事や業務の「地域平準化率」を地域ごと、発注機関ごとに公表し、さらに令和6年度における目標値をそれぞれ設定して毎年フォローアップしていくこととしています（図－5）。それぞれの地域や発注機関ごとに数値が分かることにより、自らの取組状況をそれぞれの発注者が認識でき、協議会において取組事例の共有や議論等により、お互いの取組を進めていくことを期待しているものです。

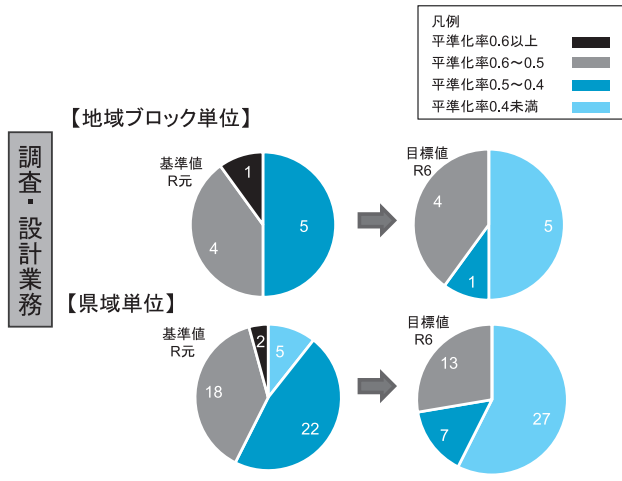
引き続き、発注者間でもこうした情報共有・連携を行いながら、施工時期の平準化を一層推進していきたいと考えています。

地域平準化率

(年間平均稼働件数に対する閑散期の稼働件数比率)



地域平準化率(第4四半期納期率)



地域平準化率(件数) = $\frac{(4\sim6\text{月期の工事平均稼働件数})}{(\text{年度の工事平均稼働件数})}$

集計対象工事:
 「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンス・テクリスセンター」登録データを活用
 対象: 契約金額500万円以上の工事
 稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

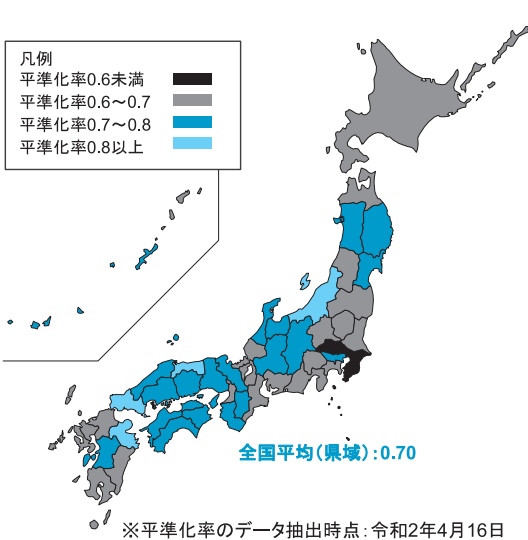
※県域単位: 各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の集計対象工事を足し合わせて算出

第4四半期納期率(件数) = $\frac{(\text{第4四半期}[1\sim3\text{月}]に完了する業務件数)}{(\text{年度の業務稼働件数})}$

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)
 営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録された業務
 稼働件数: 当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にもわたる業務含む)

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、都道府県、市区町村発注の集計対象工事を足し合わせて算出
 ※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

地域平準化率(県域単位)の基準値と目標値



■基準値(R元年度)と目標値(R6年度)

地域	地域平準化率	地域	地域平準化率	地域	地域平準化率
北海道	0.68 ⇒ 0.75	石川県	0.75 ⇒ 0.80	岡山県	0.72 ⇒ 0.90
青森県	0.65 ⇒ 0.75	福井県	0.68 ⇒ 0.76	広島県	0.74 ⇒ 0.90
岩手県	0.75 ⇒ 0.80	山梨県	0.68 ⇒ 0.70	山口県	0.81 ⇒ 0.90
宮城県	0.77 ⇒ 0.75	長野県	0.74 ⇒ 0.75	徳島県	0.74 ⇒ 0.90
秋田県	0.75 ⇒ 0.80	岐阜県	0.77 ⇒ 0.80	香川県	0.77 ⇒ 0.90
山形県	0.68 ⇒ 0.75	静岡県	0.60 ⇒ 0.80	愛媛県	0.78 ⇒ 0.90
福島県	0.65 ⇒ 0.75	愛知県	0.66 ⇒ 0.80	高知県	0.70 ⇒ 0.90
茨城県	0.65 ⇒ 0.70	三重県	0.61 ⇒ 0.80	福岡県	0.69 ⇒ 0.80
栃木県	0.60 ⇒ 0.70	滋賀県	0.65 ⇒ 0.74	佐賀県	0.67 ⇒ 0.80
群馬県	0.63 ⇒ 0.70	京都府	0.73 ⇒ 0.77	長崎県	0.65 ⇒ 0.80
埼玉県	0.59 ⇒ 0.70	大阪府	0.67 ⇒ 0.73	熊本県	0.78 ⇒ 0.80
千葉県	0.59 ⇒ 0.70	兵庫県	0.78 ⇒ 0.82	大分県	0.80 ⇒ 0.80
東京都	0.72 ⇒ 0.80	奈良県	0.73 ⇒ 0.81	宮崎県	0.67 ⇒ 0.80
神奈川県	0.64 ⇒ 0.70	和歌山県	0.73 ⇒ 0.78	鹿児島県	0.61 ⇒ 0.80
新潟県	0.80 ⇒ 0.80	鳥取県	0.81 ⇒ 0.90	沖縄県	0.70 ⇒ 0.80
富山県	0.73 ⇒ 0.80	島根県	0.74 ⇒ 0.90		

※目標値は令和6年度末時点の値とする

図-5 新・全国統一指標による取組目標等の設定